

○渡部 豊議員 おはようございます。初めに、今まさにこの時間に、アメリカの大統領と北朝鮮のトップによる歴史的な米朝首脳会談が行われております。このようなときにこの場に立っている喜びを、今現在感じております。

それでは、通告に従い質問いたします。ご答弁を、市長、企画財政部長、教育委員会事務局長からいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

初めに、小中学校施設の防火・防煙シャッターについてお伺いします。

今治市においては、子供たちの安心・安全のための大きな施策として、学校の耐震化工事の完了、さらに、学校の非構造部材耐震化にも取り組まれています。

ただ、国内では、子供を災害から守るべきはずの防火・防煙シャッターの事故は続いています。近年でも、小学校において重さ約300キログラムのステンレス製防煙シャッターに女子児童が挟まれるという痛ましい事故も発生しています。そこで、教育現場でのさらなる安心・安全を願い、今治市の現状をお聞きします。

1番目に、今治市内の小中学校の防火・防煙シャッターを設置している学校数と設置数をお聞かせください。

2番目に、これまでに、本市の小中学校において、防火・防煙シャッターによる事故や誤動作はあったのかどうか、また、あった場合の対応についてお尋ねします。

3番目に、建築基準法では、建築物を適切に維持管理し安全を確保するため、定期的に、調査、点検を実施しなければならないとされていますが、建築基準法第12条に基づき、小中学校の防火・防煙シャッターの点検は行われているのか、また、点検結果に対しどのような対応をされているのかお伺いします。

4番目に、他市の小学校でも起きている防火・防煙シャッターの死亡事故は、対岸の火事ではなく、今治市でも十分に起こり得ることであり安全対策を図る必要があります。突然にシャッターが落下してきて挟まれる事故を防止する安全装置の設置は重要であります。そこで、今治市内の小中学校の防火・防煙シャッターの危害防止装置の設置状況はどのようになっているのか、また、設置されていない箇所があるならば早急に危害防止装置を設置すべきと考えますが、ご所見を伺います。

最後に、これまでに発生した小学校での事故では、人的なミスの要因も指摘されたケースがあることを考えれば、教職員への安全確保に向けた研修や防火・防煙シャッターのマニュアルの策定、さらには学校の防災計画などの見直しも必要と考えますが、ご所見を伺います。

次に、学校施設へのエアコン設置についてお伺いします。

エアコン設置については、これまでも議会で何度も質問されており、その都度答弁がなされていますが、今回、あえて私からも提案させていただきます。

気象庁によると、ことしの夏、6月から8月の気温は、西日本では平年より高くなることが予想されています。また、総務省消防庁においても、昨年の7月の熱中症による救急搬送状況

は2万6,702人で、前年に比べると8,031人も多くなっていました。愛媛県でも、昨年の7月に462人で、前年より112人ふえています。既に、ことしも4月末から5月27日まで熱中症で救急搬送された人は全国で2,171人に上るようで、熱中症の正しい知識と対策が求められています。

さて、文部科学省は、今年度から、学校の教室における望ましい温度を、従来の10℃以上30℃以下から17℃以上28℃以下に変更する、学校環境衛生基準の改正を行いました。この教室の温度基準見直しは、昭和39年の策定以来初めてということです。

私は、高温多湿な日本の夏の室温を管理する最も確実な方法はエアコンであり、児童生徒の健康を守るために効果があると思われませんが、お考えをお伺いします。

また、児童生徒に健康に関する知識やエネルギーについての考え方、節電の大切さなどを体験学習させることができると考えますが、エアコン設置による教育効果についてもお聞きします。

さて、エアコン設置事業の最大の問題点は、その多額の経費であると思われれます。過去の答弁では、耐震化工事等もあり総合的に判断するとしています。そこで、これまでに事業の優先順位については中長期財政計画や予算査定場で検討されてきたと思いますが、例えば、学校エアコン設置を検討する会を新たに設けた中で検討されてはと考えますが、お伺いします。

私は、平成24年3月に、PFI方式の導入が可能な事業について質問しましたが、今回、学校施設へのエアコン設置についてもPFI方式を提案させていただきます。平成28年の議会答弁の中で、PFI方式による松山市小中学校エアコン整備事業計画について紹介されていましたが、松山市では、平成29年9月に、全市立中学校29校にエアコン整備が完了しており、市立小学校54校についても設置が進められています。施工期間は平成29年、30年度の2カ年、事業費は約59億円、国庫補助の学校施設環境改善交付金も受けられています。何よりPFI方式を採用した理由として、従来の方式では、事務の煩雑化、職員の配置増、費用増加、整備期間の長期化の可能性があります。これを解消できるのがPFI方式です。また、一般的に大企業に優位とされるが、エアコン設備は比較的難易度の低い工事であるため、地元企業が参画しやすいことなどがメリットだったようです。さらに、従来の手法と比較して9億5,000万円の総事業費の削減が図られています。本市では、平成28年度に学校の耐震化工事が完了しており、さらに、昨年からは実施されているつり天井落下防止対策も平成31年度に完了予定とされていますが、その後、学校施設整備の優先順位を検討する中でエアコン設置を考えますが、今治市のお考えをお聞かせください。

また、全小中学校へのエアコン設置に当たり、PFI方式の整備手法により今治市の財政負担の軽減を図ってはどうかと思いますが、ご所見を伺います。

次に、公金・市税の納付方法についてお伺いします。

私は、12年前の6月議会において、公金等の収納方法についてとしてコンビニ納税の導入と

公金等の電子納付について質問させていただきました。

今治市では、昨年4月より公金・市税を全国のコンビニエンスストアから納付することができるようになり、市民の利便性は大きく向上しています。

ただ、電子納付については、当時、まだ納税者側の環境が整っていなかったようですが、今は私の周りでも、クレジットカードの利用によりクレジット会社が提供するポイントを獲得して、効率よくライフスタイルをエンジョイしている方が多くいる状況です。

平成18年に地方自治法の一部が改正され、公金・税金のクレジットカード決済が可能となり、公的分野での効率性が上がるとともに納税者、自治体ともにメリットを共有できる環境は整っています。これにより、クレジットカードで決済するシステムを導入する自治体は増加しており、愛媛県でも、先月の記者発表によると、県民の納税機会の拡大と利便性の向上を図るため、今年度からインターネット上の専用ウェブサイト、ヤフー公金支払いを使い、自動車税のクレジットカード納付の取り扱いを始めています。これは、クレジットカード決済のメリットが広く企業や住民に認識されてきたからではないかと思われまます。

そこで、市民のさらなる利便性の向上と税務行政の効率化のため、公金・市税納付に関し、クレジットカードによる納付を始める時期に来ていると思いますが、公金・市税に係るクレジットカード納付制度の導入について伺います。

あわせて、軽自動車税のクレジットカード納付については、自動車税とワンストップでクレジットカード決済を可能にすることが、家族で普通車、軽自動車を複数台所有している市民の要望にお応えできるものと考えますが、ご所見を伺います。

以上です。

○越智 豊議長 答弁を求めます。

○菅 良二市長 おはようございます。渡部豊議員、冒頭、米朝首脳会談のことに触れておられました。世界の皆さんが注目しているところでもあります。北朝鮮の非核化、それから、我が日本にしてみたら、横田めぐみさんを初めとする拉致被害者の問題が解決してほしいと願っております。どうぞ、失望という名の電車に乗ることのない、素晴らしい会談であってほしいと願っております。

渡部議員ご質問の学校施設へのエアコン設置についてに関しまして、私からお答えさせていただきます。

近年の異常気象や温暖化傾向の報道などを見ておきますと、猛暑など気温変化が私たちの命や健康に及ぼす影響は決して小さくないと感じております。こうした気候変動を受けて、児童生徒の健康を見守る保護者やPTAの皆様から、学校施設へのエアコン設置について要望もいただいているところでございます。

ご質問の1番目と2番目でございますが、議員ご発言のとおり、エアコンを設置して適切に温度管理を行うことで児童生徒の健康管理が容易となり、また、節電や省エネルギー問題、環

境問題について考える機会もふえるなど、学習面でのプラスの効果もあるものと考えております。

次に、ご質問の3番目から5番目についてあわせてお答えさせていただきます。

本市が管理する公共施設には、まだまだ耐震対策の必要な施設も多く残っております。また、学校施設におきましても、老朽化対策、非構造部材の耐震化、トイレの洋式化、そしてICT環境の整備など対応を迫られている課題も多くございます。

こうした状況であります。先般、学校環境衛生基準が改定されたこともあり、本市におきましても、学校施設へのエアコン設置を進めていく必要があると考えております。他の自治体におきましても、議員ご発言のPFI方式を初めさまざまな手法で整備が行われておりますが、整備手法の選定のほか、学校現場の状況把握、意見聴取、整備検討会、整備に向けた財源など調査、検討すべき点は多岐にわたっております。

愛媛県市長会で、議題が終わった後に環境省地球環境局の事業監理室長、古来隆雄氏の講演会がございました。その際、学校施設の空調整備に触れられていましたので、私は、ぜひ上京の際には面会させていただきたいということで、先般の全国市長会の合間を縫ってアポイントメントをとっておりましたので、直接お話を聞く機会を得ることができました。非常に喜んで迎えていただきましたが、その際に「私が長々説明するよりも実例を見てもらうのが一番ですよ」ということで、三重県鈴鹿市、我が今治市より人口規模が10万人ほど多い都市でありますけれども、環境省の補助制度を活用した取り組みを、「その範疇に入るかどうか問題であるけれども、ぜひ一度鈴鹿市へ行ってみてください。行く際には、私にお電話いただいたら必ず懇切丁寧に説明する」ということでありましたから、私はその帰り際にすぐ、教育委員会事務局長に、「あなたは財政の経験も長いし、実際に鈴鹿市に行ってもらいたい」という話をつながせてもらいました。事業規模が結構大きいし、他の自治体も、今、盛んにそういう動きもしておりますから簡単ではないと思いますが、鈴鹿市は、環境省の補助制度を活用したCO2排出削減対策モデル事業として整備を行っているわけでございます。

そうした先進事例も研究しながら、児童生徒の教育環境の整備に取り組んでまいりたいと思っております。私のモットーは「即行動」、それから「空振りの三振」は許されるんですが、「見逃しの三振」はいけないよというのが私の思いでもございます。そういった意味におきましても、できるだけスピード感を持って、しっかりした実態調査をしてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

その他のご質問につきましては、関係理事者からお答えさせていただきます。

以上でございます。

○林 秀樹教育委員会事務局長 渡部豊議員ご質問の小中学校施設の防火・防煙シャッターについてに関しまして、私からお答えさせていただきます。

まず1番目、防火・防煙シャッターを設置している学校数と設置数についてでございますが、

小中学校41校のうち33校に、330基のシャッターを設置しております。内訳でございますが、小学校19校に201基、中学校14校に129基でございます。

次に2番目、本市での事故・誤動作の有無とその対応についてでございますが、事故、誤動作とも合併後はございません。また、それ以前もないと聞いております。

次に3番目、点検と点検結果への対応についてでございますが、平成29年度から3カ年かけて、小中学校全校で、建築基準法第12条の規定に基づく点検を実施しているところでございます。その中でシャッターも点検しておりますのでその結果を受けまして改修していきたいと考えております。

次に4番目、防火・防煙シャッターの危害防止装置についてでございます。小中学校にある330基のうち、危害防止装置が設置されているものが220基（66.7%）で、未設置のものが110基（33.3%）でございます。危害防止装置未設置シャッターの改修は、校舎の大規模改修等にあわせて実施しており、今後も早期の改修に取り組んでまいりたいと思っております。

次に5番目、教職員への研修、防火・防煙シャッターのマニュアル策定、及び防災計画等の見直しについてでございますが、学校現場におきましては、火災や地震のためのマニュアルを策定し、児童生徒の命を守るように努めているところでございます。現在のマニュアルにシャッターについての細かな記載はございませんので、今後は、火災時に作動する防火・防煙シャッターの役割や注意点などを、教職員や児童生徒へ周知徹底してまいりたいと思います。

児童生徒の安全、命を守ることが最優先でございますので、学校現場における教育環境の整備や児童生徒、教職員への防災教育を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○越智 透企画財政部長 渡部豊議員ご質問の公金・市税の収納方法についてに関しまして、1番目の公金・市税に係るクレジットカード納付制度の導入についてと2番目の軽自動車税のクレジットカード納付については関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

本市におきましては、市税等の収納手段として、指定金融機関等の窓口納付のほか、口座振替、夜間納税窓口の開設、四国管内のゆうちょ銀行窓口での受け付けなど、納付環境を整備し、未納者の解消と収納率向上に取り組んでいるところでございます。

さらに、平成22年5月から軽自動車税についてコンビニ収納を開始し、平成23年10月から上下水道料金、そして、平成29年4月から市県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料等につきまして取り扱いを拡大し、納税者の利便性向上を図ってきたところでございます。

クレジットカード収納を実施している自治体の事例を見ても、納税者がいつでも都合のよい時間帯に納付できることなどから納期内納付率の改善につながるという利点もあり、有効な手法の1つであると認識いたしております。しかしながら、クレジットカード納付の実施に当たっては、市が負担するシステム改修等の導入経費や取扱手数料等の運用経費のほか、納

税者ご本人にも取扱手数料を負担していただく必要がございます。

また、総務省が行いました地方税における徴収対策についての調査においても、平成28年度現在、全国で導入している市町村は全体の約9%と少なく、愛媛県下11市におきましてもまだ導入に至っていない状況でございます。

今後とも市民サービスの向上を図る観点から、市税等のクレジットカード納付制度につきましても、費用対効果も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○越智 豊議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○渡部 豊議員 議長。

○越智 豊議長 渡部豊議員。

○渡部 豊議員 ご答弁ありがとうございました。

まず、防火・防煙シャッターの危害防止装置については、各学校の安全対策に不公平感が生じないように、スピード感を持って実施をお願いしたいと思います。

次に、学校施設へのエアコン設置について再質問いたします。

先ほど、エアコン設置を進める必要がある、また、先進事例も研究し、今後取り組んでまいりたいと考えているとの丁寧な一歩前向きなご答弁をいただき、また、さらに市長からは先進地の研究のお話も丁寧にいただき、大変にありがたく、また、期待したいと思います。

ただ、今治市では、子供を産み育てる世代の女性が周辺市へ流出する割合が多い状況です。こうした人口減少が進む現状の中、教育環境の整備である小中学校へのエアコン設置は、子育て世代全てを対象とした優先順位の高い事業であると考えます。既にご承知のとおり、お隣の西条市でも、今年度中に幼稚園と中学校、来年度中に小学校にエアコン設置を実施する予定であるようです。そこで、エアコン設置の優先順位について再度お伺いいたします。

○林 秀樹教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

先ほど、市長が答弁いたしましたとおり、学校施設を含む教育環境の整備につきましては、将来を担う子供たちのために取り組んでいくべき課題でございます。ICT環境の整備などさまざまな課題がございますが、エアコンの設置につきましても対応していかなければならないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○越智 豊議長 再質問はありませんか。

○渡部 豊議員 議長。

○越智 豊議長 渡部豊議員。

○渡部 豊議員 再度の質問、ご答弁ありがとうございました。エアコン設置を望まれている多くの父兄とともに私も期待させていただき、質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○永井隆文議員 おはようございます。公明党の永井隆文でございます。発言通告に従いまして質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

現在、梅雨のシーズンに入っておりますけれども、この梅雨が明けますと夏本番、そして、また本格的な台風シーズンを迎えます。昨年の9月に今治市を襲った台風18号による大雨の影響で蒼社川が増水し、危険氾濫水位を超え、私の住んでいる地域もそうでありましたけれども、多くの地域で避難勧告が発令されました。氾濫寸前で大事には至りませんでしたけれども、自然災害の恐ろしさを改めて実感したわけであります。全国各地では、地震や異常気象による自然災害が多発しております。いつ起こってもおかしくない南海トラフ巨大地震、もはや、今治市におきましても人ごとではありません。昨年の経験を通して得た貴重な教訓を、今後の防災・減災対策にしっかりと生かしていただきたいものであります。

さて、本日は、災害時における避難行動要支援者の生命を守るための避難支援が円滑に行えるよう活用するための避難行動要支援者名簿についてお尋ねいたします。

7年前の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上っているということでもあります。他方で、消防職員、消防団員の死者、行方不明者は281名、民生委員の死者、行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となっております。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、円滑かつ安全な避難を確保するため、市町村に、要介護者や障害のある方、また災害時に自力での避難が困難な方など、避難行動要支援者の名簿の作成が義務づけられました。名簿は、本人の同意を得た上で、消防機関や民生委員、自主防災組織などの関係機関に情報提供するとともに、災害が発生した場合は同意がなくとも必要な個人情報が提供できるとしております。

そこで、1番目の質問としまして、今治市における要支援者の対象者と名簿に記載されている要支援者数についてお尋ねいたします。

2番目に、避難行動要支援者名簿の提供先について、また、個人情報保護の上からどのような措置を講じているのかお伺ひいたします。

次に、避難行動の支援を行うといっても、要支援者お一人お一人の状況、状態の違いにより支援の仕方も変わってまいります。そこで、3番目の質問として、個別計画の策定状況についてお尋ねいたします。

4番目に、この名簿を活用した避難支援に対する課題と取り組みについてお伺ひいたします。

次に、高齢者の消費者問題について質問いたします。

消費者庁の調べによりますと、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は、2004年度の192万件をピークに減少傾向にありましたが、2013年度は92.6万件と2012年度の84.8万件から増加に転じ、2014年度は94.6万件、2015年度は92.7万件、2016年度は88.7万件とこの数年は減少傾向にあるものの、依然として高水準にあることは変わりありません。

その中でも、高齢者に関する消費生活相談件数は依然として高く、2013年度で27.1万件、2014年度で26.1万件となっております。また、年齢が高いほど以前と比べて相談が増加しているという結果が出ているようであります。今後、ますます高齢化が進んでいく中で、従来の訪問販売や電話勧誘によるトラブルに加え、携帯電話やスマートフォン等の普及による情報通信に関連するトラブルや、巧妙な特殊詐欺、悪質商法に高齢者が巻き込まれるトラブルがふえていくという状況が十分に考えられます。

先日も、私の知り合いの携帯電話に「詳細は説明するので電話してください」とのメールが届いたそうであります。東京都の電話番号であったようですが、心当たりがないので、そのままにしておいたということでもあります。その後も、同じようなメールがご主人にもあったそうです。日常生活の中で、ふと、このようなことがあると、つい電話してしまったりすることがあるかもしれません。それが高齢者であればなおさらであります。

今治市においては、これまでの市民相談室とともに、昨年度より消費生活センターが設置され、専門相談員が、市民の皆様からのご相談に問題解決のためのアドバイスを行っております。私も、市民からの相談を受けましてこの消費生活センターを紹介し、解決していただいたこともありました。今治市のホームページにも、市長の消費者問題に対する力強い決意が掲載されております。

そこで、質問であります。まず1番目に、今治市における消費者トラブルに関する相談件数、そのうち、高齢者の相談件数の占める割合とその推移についてお尋ねいたします。

2番目に、今治市の消費生活センターの専門相談員数と相談内容についてお伺いいたします。

3番目に、高齢者の消費者トラブルに対する今治市の取り組みについてお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○越智 豊議長 答弁を求めます。

○菅 良二市長 永井議員ご質問の避難行動要支援者名簿についてのうち、3番目と4番目に関しまして、私からお答えさせていただきます。

まず、3番目の個別計画の策定状況についてでございますが、避難時に、近隣の避難支援協力者を1人以上確保する個別計画を策定している方が5,495人で、名簿登録者の46%でございます。

次に、4番目の名簿を活用した避難支援に対する課題と取り組みについてでございますが、個別計画を策定している方をふやすとともに、災害時には地域の共助が重要な役割を果たすため、地域の支え合いによって安全かつ迅速に避難ができる体制づくりが必要であると考えております。本市といたしましても、昨年台風18号による災害の経験を踏まえ、民生委員とともに災害時の対応マニュアルの作成に取り組んでいるところでございます。また、地域の方々が地元の行事やイベントに積極的に参加することで地域の一体感が生まれ、災害時の支え合いの意識づくりにもつながることから、出前講座として地域の防災訓練に出向き、共助の重要性や

ふだんからのコミュニティーの大切さについて啓発活動を、引き続きしっかり行ってまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、関係理事者からお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○石丸 司健康福祉部長 永井議員ご質問の避難行動要支援者名簿についてのうち、1番目と2番目に関しまして、私からお答えさせていただきます。

まず、1番目の今治市における要支援者の対象者と名簿に登録されている要支援者数についてでございますが、本市における避難行動要支援者の対象者は、75歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方、それから65歳以上74歳以下の介護保険における要介護認定3から5までのひとり暮らしの方、そして身体、知的、精神に障害のあるひとり暮らしの方、その他避難支援が必要な方でございます。

また、本年5月31日現在、避難行動要支援者は1万5,911人でございますが、名簿登録を望まれない方もいらっしゃいますので、1万2,074人が名簿に登録されてございます。

次に、2番目の避難行動要支援者名簿の提供先と個人情報保護のための取り組みについてでございます。

避難行動要支援者名簿につきましては、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、消防団などに提供しております。提供先団体とは、災害時の避難支援以外には使用しないことはもちろんのこと、名簿を複写しないこと、更新後に旧名簿を返却することなど、個人情報の適正な管理につきまして協定を結ぶことによりまして、名簿情報に係る要支援者及び第三者の権利保護を確保しているところでございます。

また、名簿は、民生委員からの情報提供あるいは個人からの申し出を受けまして随時更新しているところでございます。

以上でございます。

○片山 司市民環境部長 永井議員のご質問のうち、高齢者の消費者問題について私からお答えさせていただきます。

まず、1番目の今治市における消費者トラブルに関する相談件数と高齢者の相談件数の推移についてでございます。消費生活センターで受け付けた相談件数は、平成27年度が368件、平成28年度が426件、そして平成29年度が456件と近年増加傾向をたどっております。このうち、60歳以上の高齢者の占める割合は、平成27年度が138件（37.5%）、平成28年度が132件（31%）、平成29年度が164件（36%）といずれも高い割合を占めております。

続きまして、2番目の今治市の消費生活センターの専門相談員数と相談内容についてでございます。現在、有資格者である専門相談員2名が、消費者からの苦情・相談に対し自主的な解決のためのアドバイス、助言等の業務に従事しております。また、市民相談員1名も各種消費

生活相談の補助に当たっております。

次に、相談内容でございます。平成29年度の事例では、はがきやメールなどによる架空請求が圧倒的に多数を占めております。特に、昨年6月より架空の機関である民事訴訟管理センター等の名をかたり、身に覚えのない「消費料金に関する訴訟最終通告のお知らせ」というはがきが送付されるケースが著しく増加しております。続いて、インターネットによる通信販売、訪問販売や電話勧誘販売における商品の未着、返品トラブルなど商品売買に関する苦情相談も数多く寄せられています。電話勧誘、訪問販売では、高齢者をターゲットに、言葉巧みに高額商品を購入させるケースも見受けられます。

最後に、3番目の高齢者を消費者トラブルから守るための今治市の取り組みについてでございます。高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターでは、介護予防教室など各種事業を開催する中で、消費者被害防止の普及啓発活動を行っています。高齢者からの相談のうち消費者被害に該当する案件に対しては、速やかに消費生活センターや警察署など専門機関につなぎ、被害の拡大防止に努めるとともに、独居老人など、被害に遭うリスクが高い家庭を継続的に訪問し、少しでも高齢者がトラブルに巻き込まれることのないよう取り組んでおります。

その他、地域の自治会総会や連合自治会の専門部会である防犯交通部会において、消費生活センターの専門相談員や今治警察署生活安全課の担当者による出前講座や研修会を開催するなど、自治会の皆様と連携した啓発活動も実施しております。今後も、警察署、地域包括支援センターや自治会はもちろん、愛媛県の消費生活センター等関係団体との一層の連携と情報共有を図り、相談体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○越智 豊議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○永井隆文議員 議長。

○越智 豊議長 永井隆文議員。

○永井隆文議員 ご答弁ありがとうございました。

まず、避難行動要支援者名簿につきましては、現時点で1万2,074名もが登録されており、個別計画まで策定されている方が5,495名、名簿登録者の約46%の状況であるとのことご答弁でありましたけれども、残りの6,579名につきましても、大変な作業ではありますけれども、1人でも多くのとうとい命を守るため、しっかりと地域と行政が連携しながら早急に個別計画の策定を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

また、高齢者の消費者問題でありますけれども、今治市におきましても相談件数が増加傾向にあるようでございます。それだけ、高齢者人口の増加とともに高齢者が狙われる状況が多くなっているということでもあります。今治市においてもいろいろな機会を通じて、消費者被害防止の普及啓発活動や地域の自治会とも連携しながら啓発活動を実施していただいているようで

ありますけれども、その中でもやはり地域活動に参加しない、また、介護サービス等を受けていないなど、消費者啓発の行政サービスから漏れる高齢者をしっかりと見守っていくことが大変重要であろうかと思えます。ぜひ、今治市におきましては、1人の高齢者も消費者被害に遭わせない、そういった強い思いに立って体制の強化にしっかりと努めていただきまして、消費者問題の未然防止にしっかりと取り組んでいただくことを要望しまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○松田澄子議員 日本共産党、松田澄子でございます。

一般質問の第1は、水道料金についてお伺いいたします。ことし2月23日付の新聞に、水道料金の値上げ答申の記事がありました。今治市の水道料金についてお伺いいたします。

1番目の質問は、今治市水道事業経営審議会についてです。平成30年3月19日に今治市長宛てにあった今治市水道事業経営審議会の答申の内容を簡単に教えてください。

2番目の質問は、水道料金の引き上げについてです。平成28年4月に水道料金が7.2%引き上げられていますが、今回は、いつから幾ら水道料金が値上げになりますか。新聞報道によりますと9.2%値上げする案が出ておりましたが、この程度の改定を考えておられるのでしょうか。

3番目の質問は、口径別料金体系への移行についてです。答申の中で、将来的に口径別料金体系に移行することが望まれるが、今回の料金改定では、現状と同様に用途別料金体系とするが望ましいとしてありました。用途別料金体系と口径別料金体系の違いについて教えてください。また、今後の今治市の方針についてもお伺いいたします。

一般質問の第2は、獣医学部の誘致についてお伺いいたします。

岡山理科大学獣医学部の設置をめぐり、愛媛県の文書について今治市の考えや対応について、お聞きいたします。国会で、当時の柳瀬唯夫首相秘書官と首相官邸で面会されたことは、「今治市もいたかもしれない」と答えています。もう情報開示されてもいいのではないのでしょうか。

地方自治法には第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。つまり、獣医学部誘致に関して、今治市の立ち位置、姿勢は、加計学園や国に対してではなく、今治市民に対して真摯な態度で臨まなくてはならないと思っています。それは、今治市民への説明責任であり、真摯に学問を追求する学生に真実の解明でもあります。

1番目の質問は、愛媛県が参議院予算委員会に提出した文書についてです。最初に確認させていただきます。参議院予算委員会に愛媛県がことし5月21日に提出した、3年前、平成27年4月2日の加計学園、今治市、愛媛県の当時の交渉のやりとりを、事実そのまま記録されたものと認められますか。また、今治市には、この27ページの愛媛県の文書よりさらに詳しい書類やテープがあるはずですが、パソコンやファイルをくまなく探して公開していただけますでしょうか。

2番目の質問は、平成27年3月15日の学園関係者と今治市の協議についてです。加計学園関係者と今治市役所で協議し、大学構想として、「50億円の支援と用地の無償提供が限界である。その中で資金計画を練ってほしい。また、県からも協力いただけたらと思っているが、県としても厳しいとの話は受けている（加計学園からの反応なし）」と記述されています。3年前には50億円が限界と言っていたのに、なぜ、どうして、何を根拠に96億円の支援になったのでしょうか。

3番目の質問は、誤った情報を伝えられたことについてです。平成27年2月25日に安倍首相と加計学園理事長が面会し、新しい獣医学部構想について「そういう新しい獣医大学の考えはいいね」との発言があったとされたのですが、「面談の事実はなかった、間違った情報だった」と加計学園渡邊良人事務局長が、5月31日、愛媛県と今治市に謝罪に来られました。3年前の文書が公になったことで「実際にはなかった総理と理事長の面会を引き合いに出し、県と市に誤った情報を与えた。ふと思ったことを言ったんじゃないか」とありました。このことについて、今治市はどのように受けとめているのでしょうか。加計学園は3年前の過ちをそのまま放置していたのでしょうか。真実を追求すべき学校が、このような間違ったことを伝え、首相の名前を利用していたのなら大きな問題ではないでしょうか。加計学園の周知が事実なら、何よりも加計学園からうその説明を受けながら、36億7,500万円分の土地無償譲渡と62億円もの補助金を支出すると決めた今治市ということになります。平成29年度には42億円支払っていますが、どのように考えているのかお聞かせください。

4番目の質問は、補助金の支出についてであります。今治市は、その根拠を著しく欠いたまま支出しようとしていることになりませんが、今治市長は、うその説明をした加計学園をかばい続けているように私には見えます。6月3日の報道によると、愛媛県知事は白紙と言っています。学園のコンプライアンスが問題だとも言われています。加計学園加計理事長は会見もコメントも一切しないままですが、今治市が加計学園に支出する理由を教えてください。もし仮に、愛媛県が財政支出を打ち切れれば、今治市の負担は拡大し今治市民の負担は大きくなるのでしょうか。今治市民は財政を心配しています。それとも、残額の51億円の支出中止、42億円の返金を求めることもできるとは思いませんか。

5番目の質問は、参議院予算委員会からの資料提供の要請についてです。この間、今治市長は、加計学園や国との交渉記録など、参議院予算委員会からの資料要請を断ったと聞いています。国権の最高機関であり、また、与野党合意に基づく要請をなぜ断ったのでしょうか。ご説明をお願いいたします。中村時広知事は、それぞれの立場できちんと正しく正直に話せば何も問題はないと信じていると話しています。私も、そのかたくなに情報開示を拒否する姿勢こそさまざまな憶測を生む要因となっていると考えます。参議院、そして国民、市民に対し積極的な情報開示を行うべきだと考えますがいかがでしょうか。

6番目の質問は、平成27年3月4日の学園関係者と市長の面談についてです。愛媛県の文書に、「参考として加計学園の直近の動向・今後の予定に平成27年3月4日、今治市長と面談」とありますが、どのような内容だったのかお聞かせください。さらに、「平成27年3月4日には同学園と今治市長が面会し、ほぼ同じ内容であった」と書かれています。つまり、2月25日の加計理事長と首相との面会の報告を、市長自身受けていることを記しています。市長は、この日、加計学園渡邊事務局長からその説明を受けたと思います。ご自身も認めておられます。その際、渡邊事務局長に同行していた加計学園の関係者はいなかったのでしょうか。公の機関

を相手にした報告です。それを3年も放置するなど常識では考えられないことではないでしょうか。同席した方がいたか、いなかったか記憶は残っていませんか。残っているのなら開示すべきですが、その考えはおありでしょうか。

7番目の質問は、平成30年度1月30日の理事長と市長の面談についてです。ことし1月30日に加計理事長とお会いになり、建設費の補助金が96億円から93億円に減額について了解を得たと報道されています。どんな内容だったのかお聞かせください。減額分で大学周辺の歩道橋や周辺整備をお約束されたのではありませんか。

8番目の質問は、学生の将来への展望についてです。岡山理科大学獣医学部の(削 除) _____ 学生たちをどのようにサポートしていくのか、(削 除) _____、今治市としての考えや対応をお聞かせください。

9番目の質問は、市民への負担についてです。今後、さらに、補助金支出が市民負担へされるのではないかと危惧されている今治市民に対して、今まで、市民に負担をかけることはないかと答弁されています。愛媛県の補助金について、6月4日の愛媛県知事の会見では現時点では俎上にのせることはないと述べています。しかし、仮に、万が一にも愛媛県が補助金を拒む事態になれば、一体誰が負担するのか、福祉が削られるのではないかという声があります。具体的な回答をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○越智 豊議長 答弁を求めます。

○菅 良二市長 松田澄子議員ご質問の獣医学部の誘致についてのうち、6番目から8番目に関しまして、私からお答えさせていただきます。

まず6番目、平成27年3月4日の学園関係者と市長との面談についてでございます。当時は規制緩和の実現が非常に厳しい状況にあると捉えており、日本獣医師会等の圧力により、厚くかたい岩盤規制の厳しさを痛感していたときでありましたが、私の記憶にも余り残っておらず、書類も残っていないために詳細については確認できませんが、面会したと思っております。学園からの連絡については、引き続き愛媛県と今治市と学園の3者が連携して、規制改革にチャレンジしていこうというエールの意味もあったと捉えております。

次に、7番目の平成30年1月30日の理事長と市長の面談についてでございます。獣医学部の開設に要する経費は、本市において妥当と判断しながらも、これまで愛媛県と本市が一体となって取り組んできたことから、愛媛県の審査の観点も踏まえて、補助金の減額について、私自身が加計学園理事長に説明を行いました。理事長からは、四国、そしてこの今治の地でしっかりと大学を運営していくという強い決意とともに、今治市に根をおろし、市民の皆様と協力、共栄していこうという思いをしっかりと受けとめることができました。一方、歩道橋や周辺整備につきましては、地元からの要望を受け、学生のみならず市民の安全面を最優先に考えたものでございます。市民の危険を回避することは市の責任であり、学園へ追加の補助をするとい

う考え方では全くございません。

次に8番目、学生の将来への展望についてでございます。議員各位におかれましては、先般、大学内を視察していただいた中で、充実した施設をごらんになったところでございますが、スタッフにおいても、100名を超える教職員を配置し、箱根から西で初の私立獣医学部として、西日本エリアの中心的な学術支援拠点になるものと期待が大きく膨らんだことと思います。特に、全国の獣医系大学にはない水産研究のための大型循環式魚類飼育施設や水産学の教員を採用するなど、他に類を見ない充実した教育環境と最先端の研究設備を備えております。近い将来、このすばらしい環境で学んだ学生たちが、慢性的に不足している公務員獣医師はもとより、感染症対策、食の安全、品質保証分野、先端ライフサイエンス関連企業や研究機関など国内外で活躍するものと期待いたしております。

また、未来ある学生の皆さんとともに、学生と年代が近い本市若手職員で構成するプロジェクトチームとの交流をきっかけとして、さまざまな課題を共有した取り組みもスタートしたところでございます。さらには、大学と地域、産業界が連携した取り組みが拡大、発展していくことで、地域特性を生かせる獣医師の養成につながり、ブランド畜水産物の開発等、獣医師の活動領域も拡大するものと考えております。私どもといたしましては、大学とともに学生の皆さんを守り、育て、国内トップクラスの獣医学部となるようしっかりサポートしてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、関係理事者からお答えさせていただきますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○阿部正志上下水道部長 松田澄子議員ご質問の水道料金についてお答えいたします。

1番目の水道事業経営審議会の答申についてでございます。平成30年3月19日の水道事業経営審議会の今後の水道事業経営のあり方についての答申の内容を要約しますと、水道には、快適な市民生活に欠かせないライフラインとして、安心・安全な水を安定して供給し続けることが求められております。そして、これを可能にし、市民から信頼される事業経営を継続するためには、組織や事務事業、施設管理などの見直しに努めて経営基盤を強固にし、また、施設整備を計画的に実施することによって効率的な事業推進に取り組むことが重要であります。その上で、受益者に応分の負担を求めることとするとともに、料金見直しに際して、中長期的な視野に立って検討し、急激な変更を避けるなど利用者に過度の負担とならないよう配慮が必要であるとしております。具体的には、人口や使用水量の減少を踏まえた適切な規模の施設整備に努める必要があり、また、今後の統合や老朽化対策など施設の建設改良事業の着実な推進のためには多大な費用を要します。その財源確保のためには、適正な総括原価を算定した上で水道料金の値上げを行う必要がありますが、利用者への影響が大き過ぎる急激な変更にならないよう、長期的、段階的な変更を実施する必要があるとしております。

次に、2番目の水道料金の引き上げについてでございます。水道料金につきましては、3年ごとに見直しを行っておりまして、前回、平成28年4月の改定でございましたので、次回は平成31年度の改定を考えております。改定率でございますが、水道事業経営審議会の中で、改定率9.2%という数値を検討した経緯はございますが、答申では具体的な改定率を示しているわけではございません。現在、答申の内容を踏まえて、経費の削減など、経営努力によりさらなる改定率の縮減ができないかなど、改定の内容について検討しているところでございます。

次に、3番目の口径別料金体系への移行についてでございます。現在、今治市では、家庭用、工業用など、利用者の負担能力や使い道で料金に差をつける用途別料金体系を採用しております。用途別料金体系は家庭用の負担が小さいという一方で、業務用、船舶用、臨時用の負担が大きく、料金算定が複雑であり、また、近年の生活様式多様化により用途と負担能力との関係も曖昧になっており、全国的にも用途別料金体系を採用する事業者は減少傾向にございます。これに対しまして、水道管の口径の大きさに料金に差をつける口径別料金体系は、理論性、公平性にすぐれ、用途間での格差がないということ、また、料金算定が容易であるということで全国的にも増加しております。口径別料金体系への移行の際には、急激に負担が増大する利用者が発生する可能性がございますので、十分に研究、検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○越智 透企画財政部長 松田澄子議員ご質問の獣医学部の誘致についてのうち、1番目から5番目と9番目に関しまして、私からお答えさせていただきます。

まず、1番目の愛媛県が参議院予算委員会に提出した文書についてでございます。愛媛県の文書については、今治市としてコメントできるものではございませんが、平成27年4月2日の出張復命書につきましては、今治市情報公開条例に基づき、非開示文書としておりますので、具体的な内容等は差し控えているところでございます。また、愛媛県が提出したような書類やデータも含めて探した結果見つかりませんでした。公文書として作成すれば、その作成のためのメモ類は不要になると考えております。

次に、2番目の平成27年3月15日の学園関係者と今治市の協議についてでございます。大学誘致に向けた過程で、いろいろなシミュレーションがあったものでございます。96億円の根拠につきましては、国家戦略特区特別委員会におきまして議論を重ね、事業費の2分の1を限度額とする岡山理科大学今治キャンパスに関する基本協定書を締結し、全会一致で議決をいただいたものでございます。なお、地理的に圧倒的不利な四国において誘致を実現するためには、都市部の自治体に劣らない支援が必要であると考えたことから、38年ぶりに医学部が新設された首都圏の成田市と遜色のない支援を行うものでございます。

次に、3番目の誤った情報を伝えられたことについてでございます。事実と異なる報告が行われたこと自体は、まことに遺憾なことではございますが、それをもって学部設置認可に影響がないことは、既に、文部科学大臣が発言しております。加計学園におきましては、信頼回復の

ためにも今後しっかりと対応するものと考えております。

4番目の補助金の支出についてと9番目の市民への負担については、関連がございますので、あわせてお答えいたします。今治市大学立地事業費補助金交付要綱において、補助対象事業を岡山理科大学今治キャンパス開設事業と定め、補助事業者は国家戦略特別区域法第8条に基づく区域計画の認定を受けた者と定めております。平成29年1月20日に認定を受けた加計学園の大学開設事業に対する補助金であり、事業目的に沿うものであると判断いたしております。このたびの獣医学部の新設は、これまで、愛媛県と一体となって規制を突破するため、再三にわたり関係省庁に要望活動を行い、また、諦めることなく特区提案を続けてきた結果でありますので、県補助金についてはご対応いただけるものと確信しております。

次に、5番目の参議院予算委員会からの資料提供の要請についてでございます。参議院予算委員会からの依頼内容につきましては、平成27年3月24日、4月2日、6月4日ないし5日の前後の日程で首相官邸を訪問した際の名刺やメモ等を含む書類の提出に協力してほしいという内容でございました。首相官邸を訪問した日が平成27年4月2日でしたので、同日の旅費に関する書類について参議院へ回答したものでございます。

以上でございます。

○越智 豊議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○松田澄子議員 議長。

○越智 豊議長 松田澄子議員。

○松田澄子議員 獣医学部誘致について再質問させていただきます。

情報公開条例があるにもかかわらず、今治市と市長は、市民に敵対するような運用の仕方を強行しています。そもそも情報公開条例の目的は、市政を市民に開かれたものとするためのものです。今治市情報公開条例は、第1条に、目的を定め、「住民自治の理念にのっとり、公文書の開示を請求する権利を定めることにより、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の信頼と市政参加の充実に資することを目的とする」とあります。つまり、行政が実施した行為が市民に周知され、理解されるためにこそ情報公開条例は積極的に使われるべきものだと考えています。市民が知りたいと思っている情報を公開できない理由があるとすれば、その理由について市民が納得できるように具体的に示すべきです。国会で明らかにされ、愛媛県が明らかにしてきた事実についても、追認以外のものは今治市からは一切出てきておりません。それも市長の発言のみであります。こうした情報非公開という不透明な状況が続き、結果として、市民の利益に合致していないことが明らかになってきた場合には一体誰が責任をとるのでしょうか。

一方で、先ほども明らかにされたように、公文書として作成すれば、それまでのメモ類は不要になるとの答弁もありましたが、そうした答弁は、公文書管理が問題になっている国会答弁

と全く同じレベルであり、問題である答弁だと思っています。むしろ私は、愛媛県と、メモを含む書類の取り扱いの仕方や文書管理の仕方に違いがあるということがおかしいのではないかと考えております。この点での再答弁を求めます。

○越智 透企画財政部長 お答えいたします。

愛媛県の文書についてはコメントできる立場にございませんが、本市といたしましては、出張復命書はメモではなく公文書として保管しておりますので、条例に基づき、国や他の自治体など関係機関との率直な意見交換や、今後の適正な事務執行に支障が生じるおそれがあることから、相手方や協議内容を非開示としているものでございます。

以上でございます。

○越智 豊議長 再質問はありませんか。

○松田澄子議員 議長。

○越智 豊議長 松田澄子議員。

○松田澄子議員 再質問をいたします。

中村知事は、多額の税金を使う以上は、県民の理解を得る必要があると述べておられます。ところが、その倍以上にお金を使う今治市は、市民の理解を得る努力どころか、情報公開もしないというのは、どういうことでしょうか。ある市民は「安倍首相の説明に納得ができないという国民が7割もいるのに、今治市当局が安倍首相と心中するのは勝手だが、一般市民を巻き添えにしないでいただきたい」と言っています。まずは、市民に理解を求めるために、積極的な情報公開を行うべきだと思います。いかがでしょうか。

○越智 透企画財政部長 お答えいたします。

これまで、市民の代表である市議会議員の皆様にごできるだけ早い時期に情報を提示して、しっかり説明してまいりました。そして、市民の皆様へは、これまでも市民説明会や広報誌、ホームページを通じて対応してまいりましたが、引き続き積極的に情報をお伝えしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(発言する者あり)

○越智 豊議長 傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。

再質問はありませんか。

○松田澄子議員 議長。

○越智 豊議長 松田澄子議員。

○松田澄子議員 再質問をさせていただきます。

2番目の答弁で、最初は50億円までに抑えると言っていたのに、今治市の負担が96億円になった説明として、成田市と遜色のない支援が必要との説明がありましたが、そうした支援が必要だという判断を、誰がどの時点で行ったのでしょうか。その後には、議会に提案はされてお

りますが、核心部分としてお聞きいたします。問題は、財政支出にかかわる問題であり、市民に対して明らかにしていただきたいと思います。

○越智 透企画財政部長 お答えいたします。

市議会におきまして国家戦略特区特別委員会を設置していただき、平成28年度だけでも16回にわたる議論を重ね、96億円を限度額とする補助金の債務負担行為補正予算を全会一致で議決いただいたものでございます。

以上でございます。

○越智 豊議長 再質問はありませんか。

○松田澄子議員 議長。

○越智 豊議長 松田澄子議員。

○松田澄子議員 再質問をさせていただきます。

3、4、9番目などにも関連しますが、高等教育を預かる学校法人である加計学園が、それも経営に関与する幹部職員もしくは理事長によって、愛媛県や今治市に対して、国のトップである安倍首相の名前をかたうそをつき、そして進めてきたという重大問題に対して、どうして寛容でいられるのか市民には理解できないことであります。支出されるのは今治市の財産であり、うそを根拠にした財政支出は、市民全体への冒瀆です。厳しい抗議がどうして加計学園に対してできないのか、改めてお聞きしたいと思います。

○越智 透企画財政部長 お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、事実と異なる報告を行ったこと自体は、まことに遺憾なことですが、それをもって今治市大学立地事業費補助金交付要綱に抵触するものではないと考えております。

以上でございます。

○越智 豊議長 再質問はありませんか。

○松田澄子議員 議長。

○越智 豊議長 松田澄子議員。

○松田澄子議員 市長にお伺いいたします。

当時の柳瀬首相秘書官が、平成27年4月2日の面会について、当初は、愛媛県や今治市の方と会った記憶がないと言っていたとき、中村知事は子供の使いではないと抗議し、愛媛県の職員は真面目な職員たちだと職員の誇りも大切にされています。同じように面会していた今治市の職員の真面目さを、なぜ市長は言わないのでしょうか。職員の仕事を擁護する姿勢について、市長にお尋ねいたします。

○菅 良二市長 お答えいたします。

お答えする前に、松田議員に申し上げておきたい。

まず1点目として、あなたも市民の代表、市議会議員として国家戦略特区特別委員会に16回

出てこられたと思います。その中で、さまざまな議論に参加し発言もされていたと思います。そのことを十分にご認識いただいて、市民、そして市議会議員、それぞれの役割、私どもは市民との対話も当然させてもらっておりますが、何よりも、詰めた議論をするためには、市議会議員の皆さん方、そして特別委員会を設けていただきました。そこで本当に真摯な議論を続けてきたつもりでもございます。そのことをまず申し上げます。

そして、私そして職員は違法行為や不正なことはもちろん一切しておりません。法令遵守は言うまでもなく、国のルールに忠実に従い開学を迎えることができたと考えております。

厳しい受験を突破した、まさに夢と希望に満ちあふれた新入生が第一歩を踏み出したところであります。学生の大学生活に影響を及ぼすことがないように切に願っております。今、私どもがなすべきことは、大学とともに、すばらしい教授陣と最先端の研究設備を生かして、学生を守り、育て、四国の地から、国内トップクラスの獣医学部となるよう、未来に向かって歩いていくことではないでしょうか。ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○越智 豊議長 再質問はありませんか。

○松田澄子議員 議長。

○越智 豊議長 松田澄子議員。

○松田澄子議員 私も国家戦略特区特別委員会の委員でありました。私の対応に関しては、この1年反省することばかりです。市長の言われるとおりの議員としての対応ができていなかったかもしれません。でも、市民の声を届ける立場で、私はこの場で発言させていただいております。獣医学部設置に当たって、設置に係る費用負担が今治市にかかっています。市民に対する透明性ある説明と、あらゆる資料の情報公開を、市民が市政の主人公であるという市政本来のあり方を問う根本問題として今後も求めてまいります。

以上で終わります。ありがとうございました。